

## 平成29年度 重点事業 1-①

事業名	(仮称) 来迎寺児童クラブ整備事業		担当課	子ども課
事業背景（現状の課題）		事業内容		
<p>児童クラブの利用に対する需要は依然として増加傾向にある中、児童福祉法の改正もあり、平成29年度から利用対象児童を小学校4年生までから小学校6年生までに拡大した。</p> <p>また、厚生労働省令で定められている基準（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」）において、児童1人当たりの専用区画面積基準は、おおむね1.65㎡と定められており、この面積基準を満たしていない施設については、経過措置期間である平成31年度までに整備を行い、適正な運営をしていく必要がある。</p> <p>来迎寺児童クラブは、利用定員55人を上回る利用希望があり、面積基準を満たしていないことから、新たに実施施設を建設し、利用定員を増員することで、児童の育成環境の充実を図る。</p>		<p>来迎寺児童クラブの通年利用登録児童数は約60人。</p> <p>児童1人当たりの面積基準1.65㎡を満たすためには、現在の利用定員55人では対応できないことから、利用定員を80人に拡大するため、来迎寺児童センター西側に児童クラブ室を建設し、来迎寺児童クラブを移転して実施する。</p> <p>建設予定施設は、来迎寺小学校区の放課後子ども教室との複合施設。1階部分で児童クラブ、2階部分で放課後子ども教室を実施していく。</p> <p>なお、児童クラブと放課後子ども教室の連携については、国の「放課後子ども総合プラン」においても推奨されており、「知立市子ども・子育て支援事業計画」においても、両事業の一体的な、又は連携による実施について検討することになっている。</p>		
平成29年度 実施（予定）内容				
<p>★建設工事（平成29年8月～平成30年3月）</p> <p>来迎寺児童センター西側に、来迎寺児童クラブと来迎寺小学校区の放課後子ども教室とをそれぞれ実施することができる施設を一体的に整備する。1階部分に児童クラブ実施スペースを、2階部分に放課後子ども教室実施スペースを設ける。供用開始は</p> <p>【建設施設概要】 鉄骨造2階建て  延べ床面積 約450㎡（うち 児童クラブ面積 約220㎡）  （うち 子ども教室面積 約230㎡）</p> <p>【事業執行予定】 平成29年8月 工事契約予定  平成30年3月 工事完了予定  平成30年3月（春休みより）  平成30年4月 <b>児童クラブ供用開始予定</b>  子ども教室供用開始予定</p>				

## 平成29年度 重点事業 1 - ②

事業名	(仮称) 来迎寺放課後子ども教室整備事業		担当課	学校教育課
事業背景（現状の課題）		事業内容		
<p>現在、来迎寺放課後子ども教室に登録している児童数は326名(平均利用者100名前後)、来迎寺小学校内の空教室2部屋を利用して行っているが手狭になっている。加え、30年度の児童数推計から学級数を計算すると、現在の子ども教室を普通教室に戻さなければ、教室が不足することが明確である。</p> <p>また同様に、来迎寺児童クラブの児童1人当たりの専用区画面積確保が困難となることから、児童クラブの建設案もあり、子ども課等と調整を行い複合施設として建設する運びとなった。</p>		<p>国が策定している「放課後子ども総合プラン」では、児童クラブ・放課後子ども教室の一体型を推奨しており、放課後子ども教室の活動プログラムに両児童が参加できる環境を作っていくためにも、複合施設として建設する。</p> <p>建設予定施設は、来迎寺小学校（現放課後子ども教室実施）及び来迎寺児童センター（現児童クラブ実施）に隣接する市所有の土地に建設し、1階を児童クラブ、2階を放課後子ども教室として実施していく。</p>		
平成29年度 実施（予定）内容				
<p>○建設工事（平成29年8月～平成30年3月）</p>				
<p>来迎寺児童センター西側に、来迎寺児童クラブ及び来迎寺放課後子ども教室とを実施する複合施設を建設。</p>				
<p>1階部分に児童クラブ実施スペース及びトイレ等共有部分の整備、2階部分に放課後子ども教室実施スペースを設ける。</p>				
○建設施設概要	<p>鉄骨造2階建て  延べ床面積 約450㎡（うち 児童クラブ面積 約220㎡）  （うち 子ども教室面積 約230㎡）</p>			
○事業執行予定	<p>平成29年8月  平成30年3月  平成30年4月</p>	<p>工事契約予定  工事完了予定  子ども教室供用開始予定</p>		

## 平成29年度 重点事業 2 - ①

事業名	利用者支援事業(基本型)	担当課	知立市中央子育て支援センター (子ども課)
事業背景(現状の課題)		事業内容	
<p>利用者支援事業(子育て中の親子にとって身近な場所で相談に応じ、個々の家庭の状況を把握して、必要な情報提供を行い、適切な施設、事業の利用につなげる事業)が27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において新たに位置づけられた。</p>		<p>地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした情報提供や利用援助等の支援を行う。 母子保健型利用者支援事業を実施している健康増進課と連携し、情報交換することで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援事業とする。</p>	
平成29年度 実施(予定)内容			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談</li> <li>2. 情報収集及び提供</li> <li>3. 助言や利用者支援</li> <li>4. 積極的な広報・啓発活動を実施や、リーフレットその他の広告媒体を活用しサービス利用者に周知を図る。</li> <li>5. 医療機関、教育機関を含む関係機関との連携のためのネットワーク会議主催(健康増進課、子ども課共催)</li> <li>6. 子ども子育て実務者会議を行い、健康増進課との連携を図っていく。</li> </ol>			

## 平成29年度 重点事業 2 - ②

事業名	にじいろニコニコ事業		担当課	健康増進課
事業背景（現状の課題）		事業内容		
<p>平成27年6月に閣議決定された「人口減少克服、地方創生に向けたまち、ひと、しごと創生基本方針」の中に「子育て世代包括支援センター」の設置が今後5年間で実施するよう盛り込まれている。知立市利用者支援事業(母子保健型)を実施することにより、この「子育て世代包括支援センター」も設置した。子どもやその保護者の心身の健康づくりはその後の成長に大きく影響するため、子ども及びその保護者等また妊産婦が地域の子育て支援事業を円滑に利用でき、支援が手薄であった時期をカバーしていく必要がある。特に、出産前後の母子保健事業内容の充実を図る必要があった。</p>		<p>支援が手薄であった時期をカバーしていく必要があるとし、特に、出産前後の母子保健事業内容の充実を図る。</p> <p>育児不安の解消や虐待の発生や深刻化を予防するため、母子保健担当部門と児童福祉担当部署の連携した対応をしつつ、妊娠期からの切れ目ない取り組みを行う。</p>		
平成29年度 実施（予定）内容				
<p>知立市子ども・子育て支援事業計画 2 母子の健康の確保と増進 （1）安心安全な妊娠・出産の支援 （2）子どもの健康の確保と育てにくさに対する支援</p> <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健支援相談員（母子保健コーディネーター）配置</li> <li>・個別支援計画作成</li> <li>・心理相談、おっぱい相談</li> <li>・おめでとう2週間電話（全戸）</li> <li>・赤ちゃんと子育て支援センター知ろう（パパママクラス）</li> <li>・養育支援家庭日常生活支援事業</li> <li>・医療機関を含む関係機関との連携のためのネットワーク会議主催</li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業（通所・宿泊）</li> <li>・産後家事援助費助成</li> </ul>				

## 平成29年度 重点事業 3

事業名	第1期障害児計画の策定	担当課	福祉課
事業背景（現状の課題）		事業内容	
<p>障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）により市町村において障害児福祉計画を策定することとなった。このため平成30年度からの第1期障害児福祉計画の実施に向け、国より「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が平成29年3月31日に告示され、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども子育て支援法等に基づく子育て支援施策と緊密な連携を図る必要がある。</p> <p>知立市においては、第4期障がい福祉計画では、児童福祉法に基づくサービスについて成果目標の数値を定めている。よって、子育て支援策について検討し連携をとっていく必要がある。</p>		<p>法改正及び基本指針を受け、平成29年度においては、「第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本指針の基本的理念の一つとして、「障害児の健やかな育成のための発達支援」を新設し、以下の内容を盛り込む。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援する。</li> <li>②障害児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにする。</li> <li>③障害児ライフステージに沿って、地域、保健、医療、障害福祉、保健、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築を図る。</li> <li>④障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進する。</li> <li>⑤障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図る。</li> </ol>	
<b>平成29年度 実施（予定）内容</b>			
<p>第5期障がい福祉計画と併せて第1期障がい児福祉計画を策定する。</p> <p>策定にあたっては、すべての子どもを対象とする施策と障害児を対象とする専門的な支援施策の相互の連携強化を図るため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図る。</p> <p>障害者地域自立支援協議会に案を諮る予定。（年3回予定）</p> <p>障害児の子ども・子育て支援等のニーズについて、定量的な目標を示した上で、関係団体へ調査を行い成果目標の設定をしていく。</p> <p>第1期障がい児福祉計画は、別章立てで構成し、第5期障がい福祉計画と同じ合冊する予定。</p> <p>平成30年3月策定予定。</p>			